相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市院内町櫛野四三〇番地、最後の住所大分県宇佐市院内町櫛野四三三番地の一　被相続人　七　藏本シズヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十一日

大分県中津市牛神一丁目二三番地五

事務所大分県中津市殿町一四三一番地二

西畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西畑　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎市吉村町大町甲一九六一番地、最後の住所宮崎市吉村町大町甲一九三一番地

被相続人　七　中原　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月二十一日

宮崎市吉村町平塚甲一九一三番地二

相続財産管理人　田村　康一

無縁墳墓等改葬公告

使用者不在のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年六月二十一日

一　墳墓等所在地　大阪府吹田市高浜町四番三三号

一　墳墓等の名称　本眞寺吹田支院内境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　松田（米吉・ミツ）、山口（徳進・ハル）、中谷宏、田中（稔・満子）、小林（正男・陽子・安男・宗太郎）、稲田（隆・計・幸子・安男・スズ子・二郎・米子・愛子・ヒサノ・利見・徳松・甚太良・マツヱ・李治郎・やを・義永）、中川貞江　不詳三基

一　改葬を行おうとする者　大阪市此花区島屋三丁目六番三二号　宗教法人　本眞寺　代表役員住職　西村　正淳

無縁墳墓等改葬公告

境内納骨堂墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年六月二十一日

一、墳墓等所在地　長崎県長崎市曙町三〇―三

一、墳墓等の名称　宗教法人泰三寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍氏名不詳、大寺家一基、桜井家一基　桜井ハル、豊島家一基　豊島須恵

一、改葬を行おうとする者　長崎県長崎市曙町三〇―三　宗教法人泰三寺　住職　柴田泰来

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社Ｈｕｍａｎ21　株式会社Ｈｕｍａｎ21　東京都台東区蔵前一丁目八番六号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年六月二十一日

東京都台東区蔵前一丁目八番六号

株式会社Ｈｕｍａｎ21

代表取締役　林　清美

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年６月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社プレゼンス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5701号　④株式会社プレゼンス　東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目37番７号　代表取締役　間藤渉　⑤本社営業所　東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目37番７号サンビューハイツ神宮204　⑥平成18年１月17日　⑨平成22年５月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目37番７号サンビューハイツ神宮204　株式会社プレゼンス　代表取締役　間藤渉

Ｃ　①トラベルワールド　②第３種旅行業　③福井県知事登録旅行業第３―196号　④株式会社キャリアネットワーク　福井県福井市新田塚一丁目25番18号　代表取締役　中山浩行　⑤本社営業所　福井県福井市新田塚１―25―18　⑥平成22年３月30日　⑨平成22年５月25日　⑩300万円　⑪福井県知事　⑫福井県福井市新田塚一丁目25番18号　株式会社キャリアネットワーク　代表取締役　中山浩行

Ｃ　①株式会社ふくい旅倶楽部　②第２種旅行業　③福井県知事登録旅行業第２―189号　④株式会社ふくい旅倶楽部　福井県福井市宝永２丁目４番３号　代表取締役　本家秀幸　⑤本社営業所　福井県福井市宝永２丁目４番３号　⑥平成20年５月30日　⑨平成22年５月25日　⑩1100万円　⑪福井県知事　⑫福井県福井市宝永２丁目４番３号　株式会社ふくい旅倶楽部　代表取締役　本家秀幸

Ｃ　①トラベルＮＥＯ株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2479号　④トラベルＮＥＯ株式会社　大阪府大阪市北区曽根崎新地２丁目５番29号　代表取締役　杉中俊夫　⑤本社営業所　大阪府大阪市北区曽根崎新地２丁目５番29号　⑥平成20年10月28日　⑨平成22年５月25日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市北区曽根崎新地２丁目５番29号　トラベルＮＥＯ株式会社　代表取締役　杉中俊夫